

嬉野デイサービスセンター春風荘利用契約書（三者契約）

（介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業）

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条（契約の目的）	第13条（損害賠償責任）
第2条（契約期間）	第14条（損害賠償がなされない場合）
第3条（第1号通所事業サービス計画の決定・変更）	第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第4条（第1号通所事業対象サービス）	第六章 契約の終了
第5条（第1号通所事業対象外のサービス）	第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第6条（利用者等への説明）	第17条（契約者からの中途解約）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第18条（契約者からの契約解除）
第7条（サービス利用料金の支払い）	第19条（事業者からの契約解除）
第8条（利用の中止、変更、追加）	第20条（精算）
第9条（利用料金の変更）	第七章 その他
第三章 事業者の義務	第21条（苦情処理）
第10条（事業者及びサービス従事者の義務）	第22条（協議事項）
第11条（守秘義務等）	
第四章 契約者及び利用者の義務	
第12条（利用者の施設利用上の注意義務等）	

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人嬉野町社会事業助成会(以下「事業者」という。)は、(以下「利用者」という。)が嬉野デイサービスセンター春風荘(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される第1号通所事業サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、杵藤地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱関係法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める第1号通所事業サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する第1号通所事業サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項(以下「第1号通所事業計画」という。)は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(第1号通所事業計画の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画等(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の第1号通所事業計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、第1号通所事業計画について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 3 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画等が変更された場合、もしくは契約者の要請に応じて、第1号通所事業計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、第1号通所事業計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、第1号通所事業計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、第1号通所事業計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（第1号通所事業対象サービス）

事業者は、第1号通所事業対象サービスとして、事業所において、利用者に対し運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等のサービスを提供します。

第5条（第1号通所事業対象外のサービス）

- 1 事業者は、（ ）のサービスを通所型サービス給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 2 前1項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（利用者等への説明）

- 1 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。
- 2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は認定度に応じて第4条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から通所型サービス費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割若しくは2割）を事業者を支払うものとします。
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者はおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金を支払うものとします。

第8条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、第1号通所事業サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に出すものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の

取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- 3 契約者が、利用期日に利用の途中中止又は変更を申し出る場合に、昼食提供時間の1時間半前までに申し出がない場合は、重要事項説明書に定める食費を事業者にお支払いいただきます。
- 4 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、通所型サービス費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する第1号通所事業サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、第1号通所事業サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者及び利用者の義務

第12条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第13条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に

もっぱら起因して損害が発生した場合

- 四 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定等により利用者の心身の状況が自立及び要介護と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る介護予防サービス計画等（ケアプラン）が変更された場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める第 1 号通所事業

サービスを実施しない場合

- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 20 条（精算）

第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 21 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 22 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿

甲2088番地

事業者名 社会福祉法人 嬉野町社会事業助成会

代表者氏名 理事長 副島 裕二 印

契約者 住所

氏名 印

(続柄)